別記様式第２号（附則第４項関係）

フレキシブルディスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則附則第３項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

国家公安委員会殿

提出者　住　所

名　称

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考	１　フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 ２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。 ３　該当事項がない欄は、省略すること。 ４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○国家公安委員会規則第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十八条の二第二項第四号及び同条第八項の規定に基づき、猟銃安全指導委員規則を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

猟銃安全指導委員規則

（心構え）

第一条　猟銃安全指導委員は、猟銃の所持及び使用による危害を未然に防止するとの責任感をもって、その職務を遂行するものとする。

２　猟銃安全指導委員は、常に、人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（委嘱）

第二条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の規定により猟銃安全指導委員を委嘱する場合には、あらかじめ定める活動区域ごとに、当該活動区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから行うものとする。

２　公安委員会は、猟銃安全指導委員を委嘱したときは、当該猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先を活動区域に居住する法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者（以下「猟銃所持者」という。）その他の関係者に周知させるよう、適当な措置を採らなければならない。

（任期）

第三条　猟銃安全指導委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。猟銃安全指導委員が欠けた場合における補欠の猟銃安全指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（活動内容）

第四条　法第二十八条の二第二項第四号の国家公安委員会規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

一　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する狩猟期間内において、同法第十一条第一項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行う活動

二　猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族その他の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行う活動

三　猟銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をする活動